

男鹿市告示第21号

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可した琴川自治会の告示事項に変更があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

男鹿市長 菅原 広二

記

1 変更の内容

代表者の氏名及び住所

武田 博

男鹿市五里合琴川字百刈田19

2 変更年月日

令和5年2月1日